



平成21年5月26日

各 位

ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
代表取締役社長 山口浩行
(コード番号:3390)
問合せ先 執行役員管理本部長 村上孝徳
電話番号 03-3568-1305

取締役に対するストックオプション内容改定に関するお知らせ

当社は、平成21年5月26日開催の取締役会において、以下の要領により、取締役に対するストックオプション内容を改定する議案を、平成21年6月25日開催予定の第13期定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 付議の理由

当社の取締役に対するストックオプション報酬額及びその内容につきましては、平成20年6月25日開催の第12期定時株主総会第4号議案においてご承認いただき今日に至っておりますが、当社の取締役会の体制強化、その後の資本構成および経済情勢の変化等の事情を考慮いたしまして、取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権付与とする報酬の経済価値の対価は年額100万円以内としたまま、これまでのストックオプションの内容を廃止し、今回、新たに以下の内容にて、ストックオプションとして取締役に発行する新株予約権をご承認いただきたく存じます。なお、現在の取締役の員数は4名(うち社外取締役1名)ですが、第13期定時株主総会において第2号議案(取締役2名選任の件)が原案どおり可決されますと、取締役の員数は6名(うち社外取締役3名)となります。

2. 改定の内容

議案の内容の改定箇所及び改定後の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

改定前	改定後
①新株予約権の目的である株式の種類及び数 新株予約権の総数 <u>3,800</u> 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。 新株予約権の目的である株式の種類及び数	(削る) (1) 新株予約権の総数 <u>9,000</u> 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。 (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

<p>普通株式 <u>3,800</u> 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。各新株予約権の目的である株式数は1株とする。</p> <p>なお、当社が合併、会社分割、株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>③ 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議の日の翌日より2年を経過した日から平成 30 年6月 24 日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする(行使期間の最終日が銀行休業日にあたる時は、その直前の銀行営業日を行使期間の最終日とする。)</p> <p>(中略)</p> <p>⑤ 新株予約権の行使の条件</p> <p><u>I. 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。</u></p> <p>ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。</p> <p><u>II. I. にかかわらず、対象者が取締役、執行役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、執行役、監査役もしくは従業員が「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができる。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>普通株式<u>9,000</u>株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。各新株予約権の目的である株式数は1株とする。</p> <p>なお、当社が合併、会社分割、株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議の日の翌日より2年を経過した日から<u>8年以内</u>で、取締役会において決定する期間とする(行使期間の最終日が銀行休業日にあたる時は、その直前の銀行営業日を行使期間の最終日とする。)</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。</p> <p>ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。</p> <p>② ①にかかわらず、対象者が取締役、監査役もしくは従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役、監査役もしくは従業員が「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に規定される関係会社又は子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(後略)</p>
---	---